

介護サービス等の提供に係る事故報告基準

平成30年3月

倉敷市指導監査課

1. 市に報告すべき事故

指定居宅（介護予防）サービス事業者，指定地域密着型（介護予防）サービス事業者及び介護保険施設において，利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合には，事業者は，速やかに利用者等の家族及び担当の居宅介護（介護予防）支援事業者に連絡し，必要な措置を講じるとともに，その事故が賠償すべき事故である場合には速やかに損害賠償を行わなければなりません。

あわせて，事故の種別が次のいずれかに該当するときは，介護サービス事業者側の責任や過失の有無を問わず，事故として遅滞なく市に報告する必要があります。

なお，いわゆるお泊りデイのサービスを行う事業所についても同様の扱いとします。

(1) サービスの提供による，利用者等の怪我・誤嚥・異食の発生

利用者等の生命・身体等に実害があり，医療機関で受診した場合。（施設・事業所内の医師による診察を含む）

※医療機関で受診（施設・事業所内の医師による診察を含む）の結果，異常がなかった場合も含む。

※職員が同行した外出時（送迎を含む）の事故も含む。

※なお，報告対象に該当するか不明の場合は，指導監査課へ問い合わせること。

(2) 死亡事故

事故が原因による死亡の場合。

※医師の診断により，明らかに病気が原因による死亡の場合は報告対象外とする。

(3) 失踪

サービス提供中に，利用者等の所在が不明となった場合。

※施設・事業所内で見つかった場合は報告対象外とする。

(4) 感染症・食中毒

法令により保健所等へ通報が義務付けられている感染症及び食中毒の発生が認められた場合。

(5) その他，市が報告することを必要と認める事故

2. 対象者

(1) 利用者等が倉敷市の被保険者である場合

(2) 利用者等は他市町村の被保険者であるが，施設・事業所の所在地が倉敷市内の場合

3. 報告方法

事故報告書の報告方法は，**原則電子申請のみ**とする。

電子申請アドレス

https://s-kantan.com/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action

4. 報告期限

- (1) 第1報は、事故発生後3日以内に倉敷市へ報告すること。
 - (2) 第2報は、事故日より1ヶ月以内に事故後の経過及び再発防止への対応・改善策を、倉敷市へ報告すること。ただし、1ヶ月を経過しても事故が完結していない場合は、報告日現在の進捗状況等を報告すること。
- ※第1報、第2報は、同時に報告しないこと。それぞれの期限内の状態及び経過等を報告すること。

5. 報告に対する市の対応

市が必要と判断した場合には、事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者等に対して事実確認等を行うことがあります。